

栃木県眼科医会選挙規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、栃木県眼科医会会長選挙について定めるものである。

(選挙管理委員長)

第2条 栃木県眼科医会は、選挙を公正かつ円滑に推進するため、正会員の中から選挙管理委員長を選任し、理事会の承認を経て委嘱する。但し、理事はこれを兼任することはできない。

2 前項の選任を行ったとき、会長は、その旨を本人に通知しなければならない。

3 選挙管理委員長は、選挙管理委員会の議長となり、必要に応じて選挙管理委員会を招集する。また、開票の管理及び当選人の決定その他選挙の管理に関し、必要な事務を統理する。

(選挙管理委員)

第3条 選挙管理委員長は、正会員の中から選挙管理委員2名を選任し理事会の承認を経て、委嘱する。但し、理事はこれを兼任することはできない。

2 前項の選任を行ったとき、選挙管理委員長は、その旨を本人に通知しなければならない。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙管理委員会は選挙管理委員長と選挙管理委員で構成される。

2 選挙管理委員会の事務局は本会事務局に置く。

3 選挙管理委員会は選挙人名簿を作成管理する。

4 選挙管理委員会は、立候補受付期間を定め、選挙の被選挙人の受付及び資格審査を行い、適格とした立候補者（以下「立候補者」という）に対して立候補の受理を通知する。

5 選挙管理委員会は立候補者を告示する。

6 選挙管理委員会は立候補者が複数の場合には、選挙管理委員長名で選挙実施通知書、投票用紙及び投票用紙封入用の封筒を会員宛に送付する。投票用紙には栃木県眼科医会の印を押印する。

7 選挙管理委員会は投票用紙の管理を行う。

8 選挙管理委員会は任期中の選挙事務を記録した選挙録と開票事実を記録した開票録を作成しなければならない。

9 選挙管理委員会はその他選挙に必要な事項を遂行する。

10 選挙管理委員会は、選挙終了直後の総会后直ちに解散する。

(選挙の告示)

第5条 選挙を必要とする場合、選挙管理委員会は、当選者の任期開始前4カ月から2カ月の間に選挙に関する必要事項を告示しなければならない。

2 前項の告示は、本会ホームページへの掲載及び、選挙の告示日に正会員として在籍している者に対して郵送にて行う。

(立候補の届出)

第6条 立候補者は、選挙の告示日に正会員として在籍している者とし、別紙に定める所定の立候補届出書を選挙管理委員会に提出する。

(無投票当選)

第7条 立候補の届出が、1名であるときには、無投票当選により当選者を決定する。

2 立候補届出期間内に立候補の届出がないときは、選挙管理委員会が立候補届出期間の延長を発議し、会長に申し出、その承認を経て立候補届出期間を延長できる。

(選挙の方法)

第8条 選挙は、選挙人の無記名投票により行う。

2 前項の投票は、選挙管理委員会が送付した所定の投票用紙による郵便投票により行う。

- 3 前項の郵便投票は、選挙人に投票用紙が届いた時から選挙の期日までに行い、選挙期日の消印は有効とし、期日以降の消印は無効とする。

(投票の方法)

第9条 選挙人は、立候補者のうちから、1名を投票用紙に記載し、選挙管理委員会宛に郵送する。

- 2 選挙管理委員会は、郵送された投票用紙を厳重に管理する。

- 3 開票日は、投票締切日の2日後とする。

(開票立会人)

第10条 選挙管理委員長は、予め正会員の中から開票立会人3名を指名し、開票に立ち会わせる。

ただし、立候補者は開票立会人になることはできない。

(無効投票)

第11条 次の投票を無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの。
- (2) 前項以外の事項は、選挙管理委員会が、開票立会人の意見を聞き、有効・無効を判定する。

(開票)

第12条 開票は、開票事務を行う者を選挙管理委員会の指揮監督の下に置き、開票立会人が立会って行う。

- 2 選挙管理委員会は、投票総数、有効票、無効票の判定及びそれぞれの数と立候補者ごとの得票数を確定する。
- 3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員長が行う。
- 4 選挙管理委員は、開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員長に報告する。

(当選者の決定)

第13条 選挙管理委員長は、開票録に基づき、最多得票者を当選者として決定する。

(選挙結果の告示)

第14条 選挙管理委員長は、前条の決定に基づき、当選者の決定後直ちに、本人に当選の告知を行い、就任を要請する。

- 2 選挙管理委員長は、正会員に対し、前項の選挙結果及び当選者を本会ホームページ及び直近に発行する理事会だより、会報に掲載し報告する。

(選挙録の作成及び保存)

第15条 選挙管理委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを5年間保存しなければならない。

(選挙の無効)

第16条 選挙は、この規程に違反することがあって、選挙の結果に異動を生じるおそれがある場合に限り無効とする。

(経費の負担)

第17条 選挙に要した費用は、本会が負担する。

- 2 選挙に労務を提供した者に対し、手当を支給する。その額については、本会会則施行細則別表に記載する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の決議を経て決定する。

付則 本規程は、平成29年4月16日より施行する。